

地方財政論

第1回

佐藤主光(もとひろ)

講義の構成

- 狙い: 我が国の地方財政の課題を理解する
- トピック
- 本講義の構成
- 東京対地方: 税源の偏在
- 都市対地方: ふるさと納税と返礼品
- 国対地方: 地方自治体の基金

平成30年度与党税制改正大綱（「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築 (前略)

近年、経済再生への取組みにより地方税収が全体として増加する中で、地域間の財政力格差は再び拡大する傾向にある。地方交付税の不交付団体においては、財源超過額が拡大し、その基金残高も大きく増加している。一方、交付団体においては、臨時財政対策債の残高が累増するなど、厳しい財政運営が続いている状況にある。

地方創生を推進し、一億総活躍社会を実現するためには、税源の豊かな地方公共団体のみが発展するのではなく、都市も地方も支え合い、連携を強めることが求められる。また、各地方においていきいきとした生活が営まれることは、都市が将来にわたり持続可能な形で発展していくためにも不可欠である。このためには、偏在性の小さい地方税体系の構築に向けて、新たに抜本的な取組みが必要である。

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

偏在性の是正

東京対地方

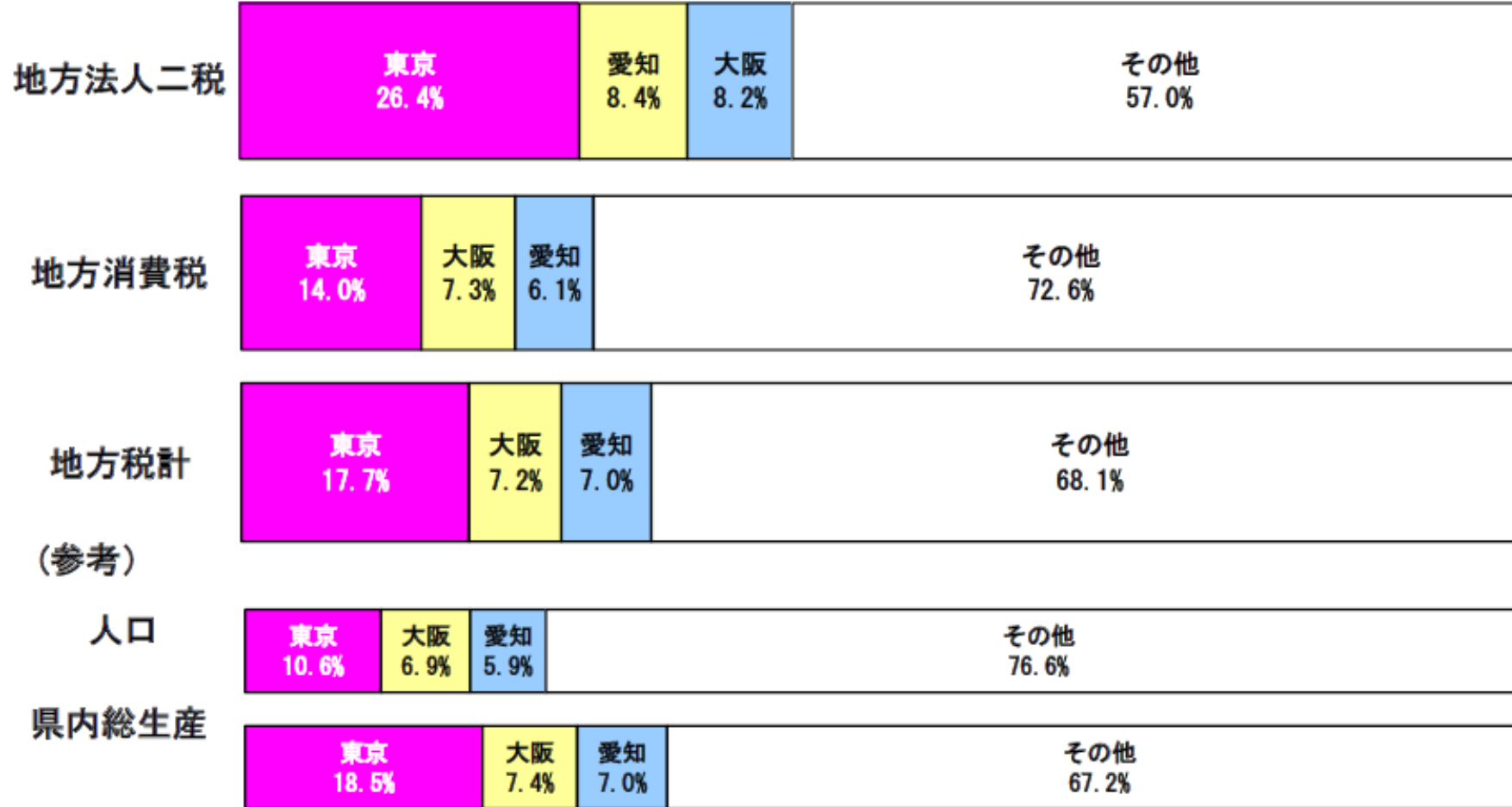
- 地方法人課税の偏在是正？
- 経済財政運営と改革の基本方針2018「地域間財政力格差の拡大に対しては、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方 税体系を構築する。地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について 検討し、平成31年度税制改正において結論を得る」
- 全国知事会平成 30 年7月26日)「地方法人課税が地方団体にとって企業誘致等による税源涵養のインセンティブになっている」といった「地方法人課税の意義や、大都市部及び地方部における行財政需要なども踏まえつつ」も「地方法人課税について、新たな偏在是正措置を講じることにより、偏在性が小さい地方税体系を構築すべき」

都、税の偏在是正対抗へ有識者会議 国の動きけん制

- 東京都は14日、税財政について話し合う有識者会議の初会合を開いた。都はこれまでの国の税制改正で約6兆円分の税収が減ったと主張、2019年度税制改正でも追加措置がとられると警戒する。今後始まる国の税制論議に向け、「大局観を持った本格的な議論」(小池百合子知事)を武器に対抗する。

日本経済新聞(2018年6月14日)

地方税収に占める3都府県の割合（平成28年度決算額）



出所：総務省

平成30年度与党税制改正大綱（「平成30年度税制改正の基本的考え方」一部抜粋）

第一 平成30年度税制改正の基本的考え方

3 地域社会を支える地方税財政基盤の構築

(3) 都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築

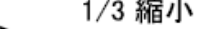
こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
		+2.9%	+3.0%	

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

※平成31年10月1日以後に開始する事業年度から適用

8

平成28年度税制改正の概要

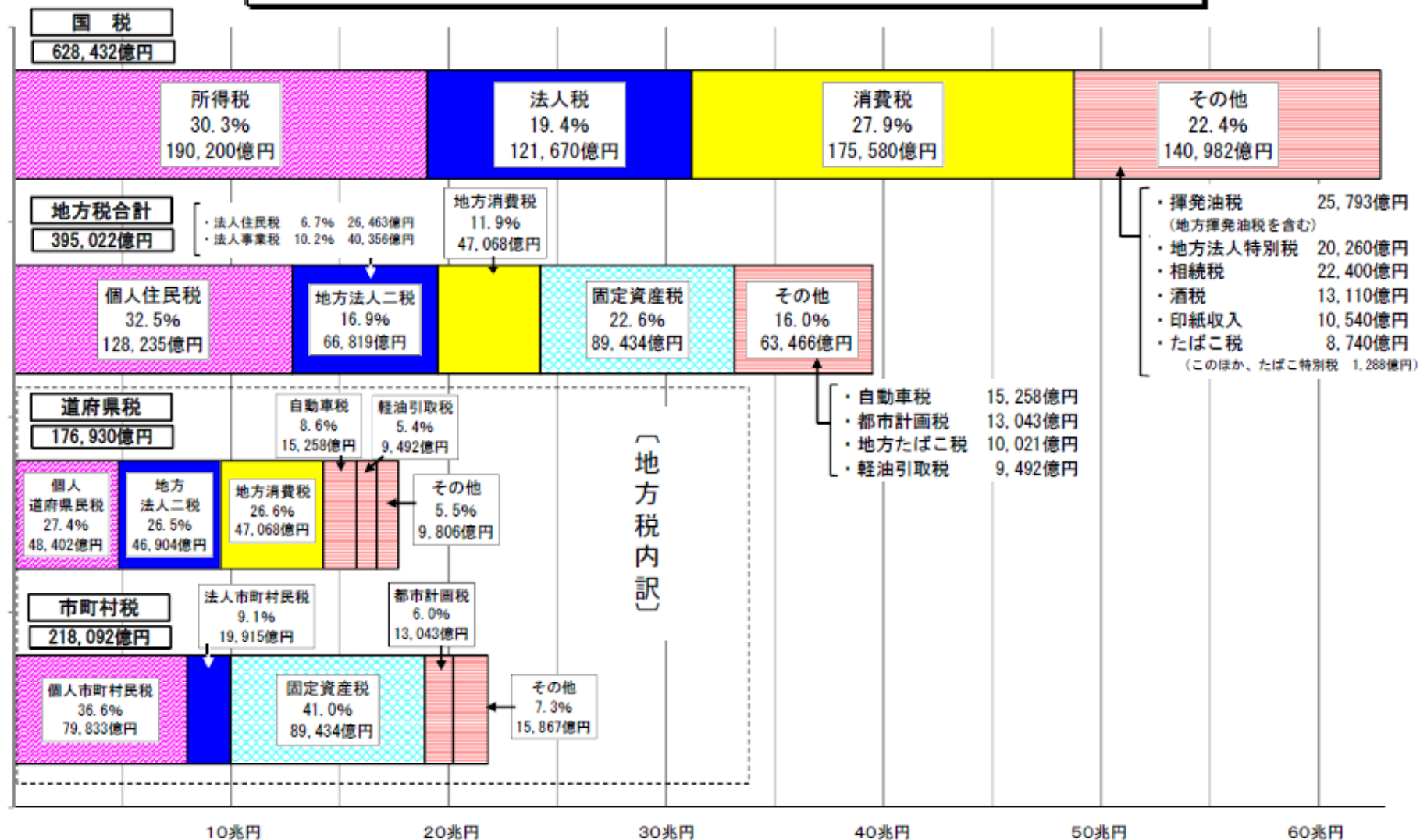
消費税率引上げ（8% → 10%）に伴う、法人住民税の交付税原資化

	[消費税 5%段階]	[消費税 8%段階] (現 行)	[消費税率 10%段階] (②消費税率引上げ見合い分)	[消費税率 10%段階] (③暫定措置廃止代替分)
(1) 法人住民税の交付税原資化				
(都道府県分)	5.0%	3.2%	2.0%	1.0%
(市町村分)	12.3%	9.7%	8.0%	6.0%
計	17.3%	12.9%	10.0%	7.0%
		▲4.4%	▲2.9%	▲3.0%
(2) 地方法人税の創設・拡充・ 交付税原資化		4.4%	7.3%	10.3%
		+2.9%	+3.0%	

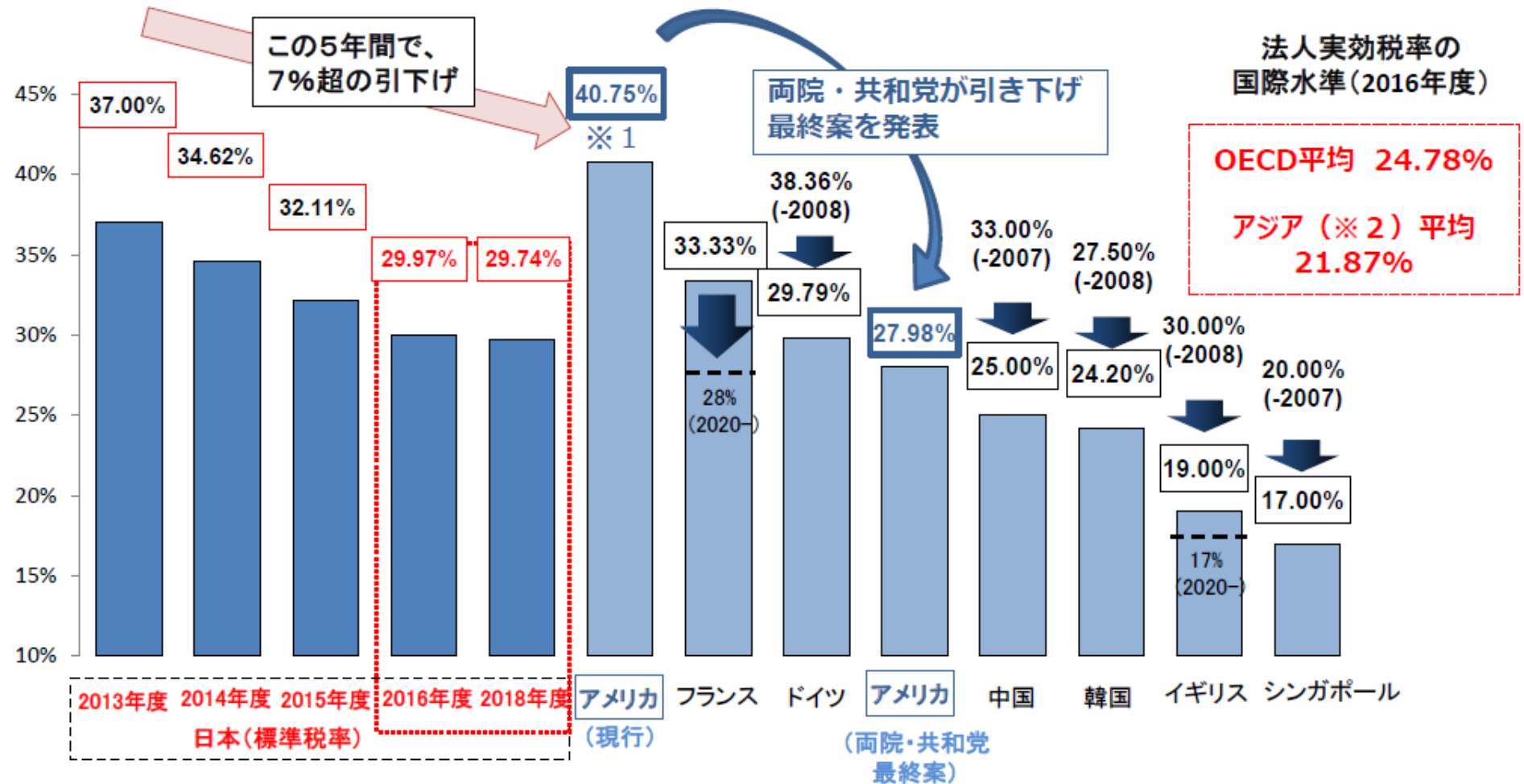
法人二税に偏った地方税体系

- 我が国の地方税制は法人課税に偏重⇒総じて経済に「優しくない」税制
 - 法人税率は諸外国(OECD平均＝約25%)に比べて高い(実効税率29.74%)
 - 主に高くしているのは地方法人課税(国の法人税＝23.2%)
- 地方法人課税の課題
 - 対外的＝国内立地企業の国際的競争力・我が国の立地競争力を阻害
 - 対内的＝一人当たり税収の地域間格差・税収の不安定
- 地方法人課税の見直し
 - 地域間格差＝法人二税の一部国税化
 - 理念先行＝応益課税としての地方法人課税
- 実態は高度成長型税制＝課税ポイントとしての企業(法人税、所得税の源泉徴収)
 - ✓ 「取りやすいところから取る」

国税・地方税の税収内訳（平成30年度予算・地方財政計画額）



参考：法人税率の国際比較



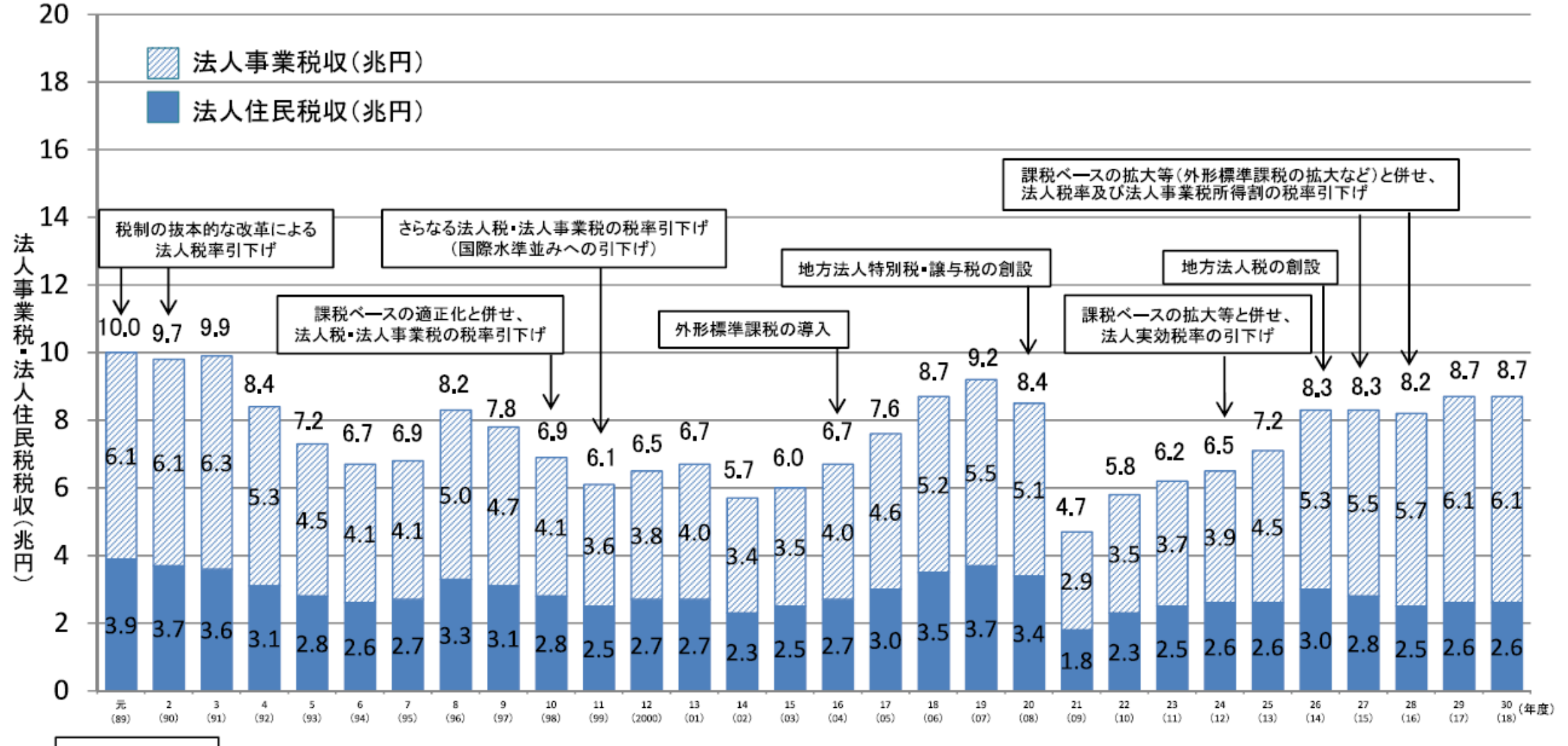
何故、法人税減税か？：通念と実態

	通念	実態
法人税の負担	・利益を上げている法人企業	☐ 法人税の負担は製品価格の上昇、配当所得等の減少、雇用・賃金の低下といった形で国民(消費者・投資家、労働者)に 転嫁 ✓ 法人税は国民の負担(公平とは限らない)
法人税減税の効果	・企業の 現在 の内部留保増 ✓ 内部留保を積み増しても投資は増えていない	☐ 経済効果＝ 将来 の収益を上げることで設備投資や立地、新規事業(参入)を 誘因 づけ ☐ 税収効果＝海外への利益移転(租税回避)の 誘因 を抑制
財政再建との関係	・財政再建と成長の二者択一？	☐ 財政再建と経済成長の 両立 が不可欠 ✓ 経済効果 に配慮した税収構造(タックス・ミックス)の見直しも財政再建の一環

税と経済学のキーワード：

税負担の転嫁 将来期待(フォワードルッキング) 誘因効果(インセンティブ)

法人事業税・法人住民税の税収の推移



都、税の偏在是正対抗へ有識者会議 国の動きけん制

2018/6/14

- 「国家間競争のなかで東京がしっかりしていることが(日本の)背骨になる。その背骨が揺るがされるような状況になっている」。有識者会議「東京と日本の成長を考える検討会」の冒頭で小池知事はこう述べ、国の税制論議を強くけん制した。
- 危機感を強める都は、「東京が日本の成長を支えている」との主張で偏在是正の動きに対抗していく構えだ。産業を集積させ国の経済力を高めているほか、国際会議の開催や首都を支える都市インフラの整備などで国に貢献しているとの考えが根底にある。
- ジャーナリストの田原総一朗氏は会合で「『東京対地方』の構図ではなく、世界との競争の観点が重要」と訴えた。政府税制調査会の委員でもある一橋大学の佐藤主光教授は、都が置かれた状況を踏まえたうえで「競争力に資する税制をどう作るか」を考えるべきだと指摘する。

日本経済新聞社(2018年6月14日)

経済教室

佐藤 主光 一橋大学教授

ポイント

- ・消費税は経済活動に及ぼすゆがみ小さい
- ・地方税収の法人2税への高い依存は正を
- ・インボイス活用は買いたたき防止に寄与



さとう・もとひろ
69年生まれ。カナダ・ク
イーンズ大博士。専門は
財政学

・生産、卸、小売りの各段階で課される多段階の流通取引税。このとき事業中間取引で発生する消費税を累積させない仕組みが「仕入れ税額控除」だ。課税事業者であれば、売上げにかかる消費税から原料などの仕入れで支払った消費税を控除できる。これに対し、消費者が消費税を負担するのは、課税事業者でなく仕入れ税額控除を受けられ

の成長力に悪影響を及ぼす。また消費税は国内産業の国際競争力に対し中立的だ。製品やサービスを消費する国で課税する「仕向け地主義」とるので、輸出についてはゼロ税率が適用される。一方、輸

は競争上不利にならない。対照的に事業拠点がある国で課税する「源泉地主義」をとる法人税や、実質的な人件費課税である社会保険料は国内企業の生産コストを高める結果、税の低い国の製品に対

「生産効率性」を満す。とはいえ前回の増税時の経験から消費税は総に悪影響を及ぼすと思われがちだ。ここで経済活動を短期の景気と中長期の成長を区別して

陰料の痛みはもっと大きい。法人税や社会保険料を軸とした従前の税制は、社会保障の支え手である勤労世代の人口増と高い経済成長を前提としてきた。今後は社会の高齢化や経済のグローバル化などの新しい経済環境に対応した消費税を中心に据えた新たな税体系の構築が求められる。

気と中長期の成長を区別してもらいたい。短期の景気は消費などマクロの需要に左右されやすく、消費税引き上げの影響を被る。他方、中長期の成長を決定するのは供給サイドの方だ。働き方改革や規制の見直しを含む構造改革は供給サイドの生産性の向上を図るものだ。消費税はこうした生産性を損ない、税であり他の税に比べ成長促進的だ。内閣府の試算によれば、社会保険料給付費は1年度の12

これは国税に限らない。消費税増税に合わせて地方税収の偏在性（人口1人あたり税収格差が問題視されてきた。消費税の一部は地方消費税（都道府県税）であり、2%の増税の2.0・5%は地方消費税の増税となる。結果、東京都など大都市に増税分が集中して地域間・地方税の税収格差が拡大する」という。政府は「地方法人課税にお

総額表示で転嫁しやすく

ないからだ。従って消費税の負担は生産過程に累積しない。企業の設備投資や設備更新のため阻害しない。一方、法人税は設備投資を減らすなど中長期的には経済

入は課税対象になるからだ。日本の消費税は海外市場で競争する国内の輸出企業に影響しない。他方、海外からの輸入品にも消費税が課されるため、競合する国内の課税企業

する競争力を損ねてしまう。ヒト・モノ・カが国境を越えて移動するグローバル経済で仕向け地主義課税の優位性が高まっている。実際、欧州諸国では法人税や社会保険料を抑えて、消費税（付加価値税）に代替するのが税制改革の潮流となっている。また

適正化に努めることは必要だが財源の確保も求められる。仮に消費税でなければ、社会保険料を引き上げる必要がある。だが社会保険料は勤労世帯に負担が集まるなど、消費税と違い世間で広く負担を分かち合う仕組みになっていない。国民年金や国民健康保険の保険料は定額部分があるため、低所得層の負担は重く、逆進的だ。加えて厚生年金や組合健保など企業の

法人2税の依存は偏在性だけでなく、自治体の税収が不安定にしている。例えば東京都は08年リーマン・ショック後、税収が1兆円余り減った。「偏在性が小さく、安定的な地方税体系」の観点から、法人2税は望ましくなく、むしろ地方消費税を基幹税と位置付けべきだろう。

消費税は高い財源調達力を有し、税収が経済動向や人口構成の変化に左右されにくく安定している。一方、低所得層の負担が重く逆進的だ。そのため景気を悪化させかねないとの批判がある。だが経済学

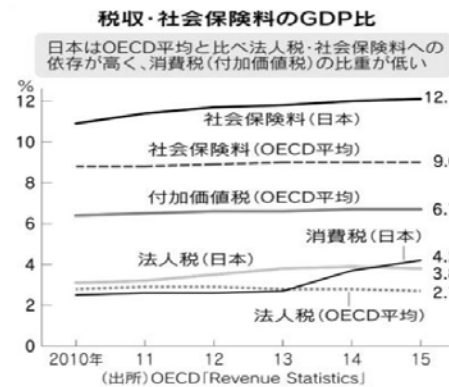
的にいえば、消費税は所得税や法人税といった他の税目や社会保険の財源である社会保険料に比べて経済活動に及ぼすゆがみは小さい。消費税は原材料調達、加工

の課税にあたり、正規雇用に代えて非正規雇用を拡大する誘因を助長しかたない。国民にとって消費税は雇用への悪影響をめぐって社会保障

今回の消費税増税は財政再

今回の消費税増税は財政再

消費増税まで1年① 消費税中心の税体系めざせ



の仕組みと「仕向け地主義」の性格により、法人税や社会保険料など他の税目と比べて経済的に好ましい。経済学の最適課税論に則して言えば

今回の消費税増税は財政再

今回の消費税増税は財政再

参考:ドイツの税制改革

□ドイツ(2007～2009年)

- 法人税率の引き下げと付加価値税の増税
- 「付加価値税は輸出品が免税(ゼロ税率)であることからドイツ製品の国際競争力に影響を及ぼさない」
- 「薄く広く負担するものであり特定のグループに負担を負わせる税よりも理解が得やすい」
(政府税制調査会海外調査報告)

	増収項目	減収項目
法人 税 改 革	◇課税ベースの拡大等 4兆円	◇法人実効税率引下げ等 4.7兆円
	・税制度促進に伴う経済成長による全体的な税収増 0.6兆円	・法人税率引下げ(連邦法人税分25%→15%) 1.9兆円
	・定率償却制度の廃止 0.5兆円	・営業収益税の基本税率の引下げ 1.1兆円
	・営業税(市町村税)の損金不算入 1.6兆円	等
	・支払利息の損金算入制限 0.2兆円	
他 税 目	等	
	◇付加価値税率引上げ(16%→19%) 3.4兆円	
	◇所得税最高税率引上げ(42%→45%) 0.2兆円	

ふるさと納税

総務省通知

ふるさと納税に係る返礼品の送付等について

返礼品の送付については、「ふるさと納税に係る返礼品の送付等について」（平成 29 年 4 月 1 日付け総税市第 28 号。以下、「平成 29 年通知」という。）を発出し、制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応をお願いしてきました。通知発出後、全国市長会や全国町村会において、同通知や制度の趣旨を踏まえ適切な対応を行う旨が表明されるなど、多くの地方団体にご理解をいただいています。各地方団体においては、引き続き、平成 29 年通知に沿った対応をお願いします。

一方で、依然として、一部の団体において、返礼割合が高い返礼品をはじめとして、ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品が送付されている状況が見受けられます。仮にこのような状況が続けば、ふるさと納税制度全体に対する国民の信頼を損なうこととなります。今後、制度を健全に発展させていくためにも、特に、返礼割合が 3 割を超えるものを返礼品としている団体においては、各地方団体が見直しを進めている状況の下で、他の地方団体に対して好ましくない影響を及ぼすことから、責任と良識のある対応を徹底するようお願いします。

平成 30 年 4 月 1 日

ふるさと納税見直しに反論 返礼品1千種類の泉佐野市長

朝日新聞 9/28(金)

- 総務省がふるさと納税で「過度な返礼品」を送っている自治体を制度の対象外にする検討を始めたことに対し、昨年度、全国1位の135億円を集めた大阪府泉佐野市は28日、東京都内で記者会見を開き、「総務省が独断で決めるものではなく、幅広く議論すべきだ」とする千代松大耕(ちよまつひろやす)市長のコメントを発表した。
- 泉佐野市は1千種類の返礼品を用意し、寄付額に対する返礼割合は40～45%程度という。他県産の肉やウナギなどのほか、市域にある関西空港を拠点にする格安航空会社ピーチ・アビエーションで利用できるポイントが人気を集める。
- 総務省は返礼品を地場産品に限り、返礼割合を3割以下に抑えるよう、再三通知。野田聖子総務相は今月11日の記者会見で泉佐野市を名指しし、「一日も早く見直しを」と述べていた。

見えない受益と納税者の反乱

- ふるさと納税＝**静かな納税者の反乱**

⇒受益を感じない自治体の納税するより、返礼品目当てに寄附をした方がまし・・・

- ✓ 日本経済新聞(平成30年7月27日):「総務省は27日、ふるさと納税で控除される住民税が2018年度に全国で約2448億円になると発表した。前年度に比べて37%増えた。都道府県別では、東京都内の控除が約645億円で最も多い。その分だけ、都内の自治体の税収が他の道府県に流出していることになる。」
- 受益が見えないか、そもそも無いか、「何とかなる」と思っているか・・・
- 受益と負担(税)が連動しない現行の地方税の仕組み

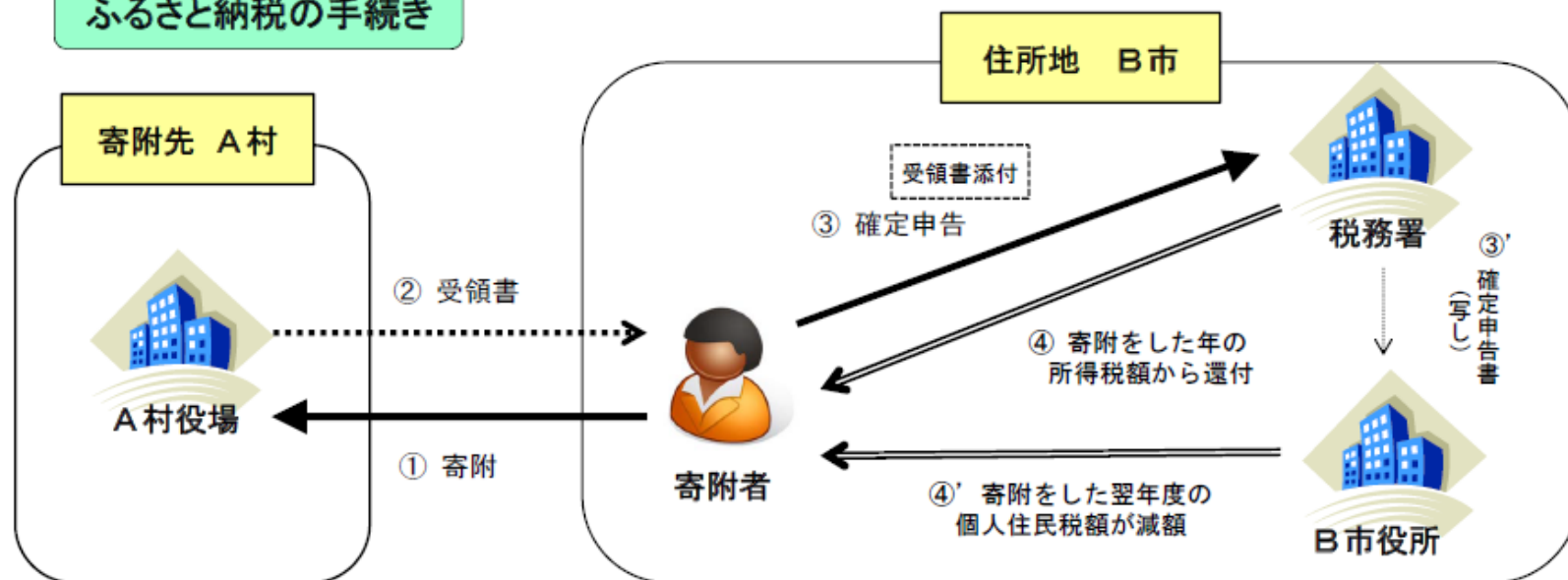
ふるさと納税

都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)について

制度の概要

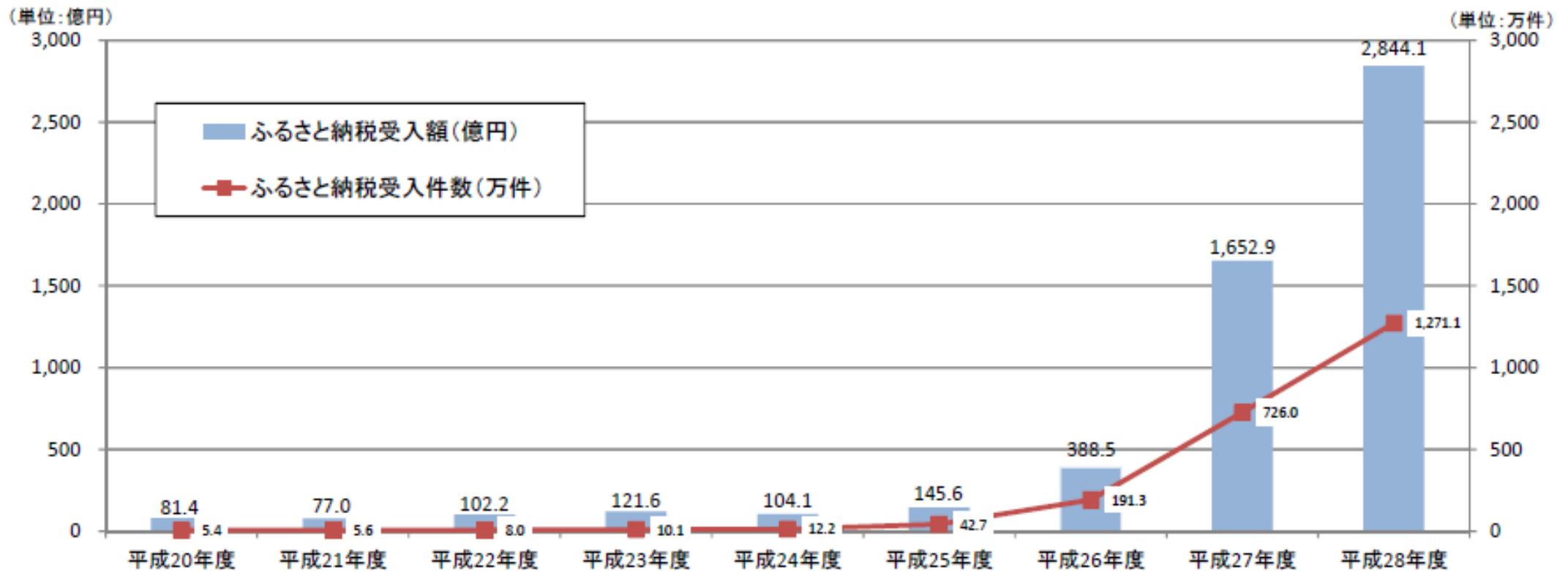
- 都道府県・市区町村に対して寄附(ふるさと納税)をすると、寄附金のうち2千円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、3万円を寄附すると、2,000円を除く2万8,000円が控除される。)
- 控除を受けるためには、寄附をした翌年に、確定申告を行うことが必要。
- 自分の生まれ故郷や応援したい自治体など、どの自治体に対する寄附でも対象となる。

ふるさと納税の手続き



ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 平成28年度の実績は、約2,844億円(対前年度比:約1.7倍)、約1,271万件(同:約1.8倍)。



「駆け込み寄付」急増、 人気は旅行券クーポン

- ふるさと納税を巡り、野田総務相が豪華な返礼品で寄付を集める自治体を制度の対象外とする方針を表明し、波紋が広がっている。自治体は返礼品の見直しなどの対応に追われ、返礼品がなくなる前の「駆け込み寄付」とみられる現象も起きている。
- 和歌山県高野町の寄付額は11日、ふるさと納税のポータルサイトで、前日の3倍の約300万円に跳ね上がった。約400品目の中で特に人気なのが、町内にある高野山のほか、京都、東京など空海ゆかりの地に行ける旅行券のクーポン。総務省は不適切としたが対応は未定で、町の担当者は「クーポンも終わると考えて、急いで寄付しようとしたのだろう」という。

読売新聞2018年09月24日

うなぎが2千円？⇒残りは誰が負担？？



志布志市
SHIBUSHI CITY

鹿児島県
志布志市
ふるさと納税

SHIBUSHI
KAGOSHIMA, JAPAN

志

和牛
日本一

実質自己負担 2,000円
極上の逸品を。

※平成29年度全国和牛能力共進会

ふるさと納税が増加した理由

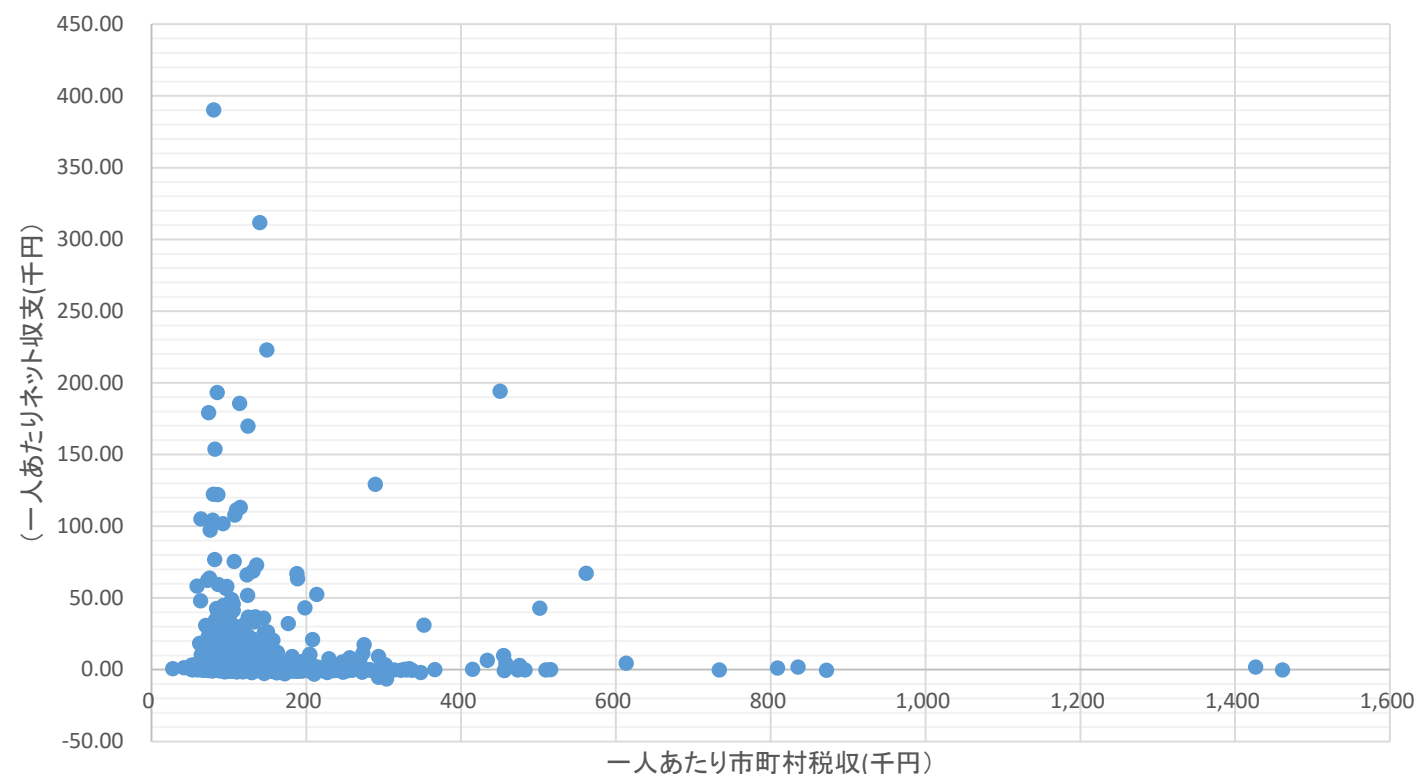
- ふるさと納税の受入額及び受入件数が増加した主な理由として、「使途、事業内容の充実」及び「震災・災害への支援」と回答した団体が大きく増加。

		昨年度結果
返礼品の充実	1,021団体(57.1%)	1,017団体
ふるさと納税の普及、定着	1,020団体(57.0%)	999団体
収納環境の整備(クレジット納付、電子申請の受付等)	747団体(41.8%)	766団体
HP等の広報の充実	580団体(32.4%)	588団体
平成27年度における制度拡充(ふるさと納税枠の倍増、ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設)	538団体(30.1%)	791団体
使途、事業内容の充実	169団体(9.5%)	122団体
震災・災害への支援	90団体(5.0%)	42団体

ふるさと納税と格差是正

- ふるさと納税は都市と地方の財政力の格差是正に寄与しているのか？⇒ふるさと納税でネット収支（寄付金－税金流出）が高いのは一部の自治体に限られる・・・
 - 特産物の乏しい自治体は多くふるさと納税を集めていない・・・⇒誰の為のふるさと納税か？
 - 寄附か格差是正か？
- ふるさと納税は格差是正として有効な手段か？

1人あたり市町村税収とネット収支



ふるさと納税に係る返礼品送付の状況

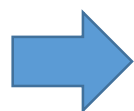
○ 各地方団体の返礼品の送付の有無は、下記のとおり。

		昨年度結果
返礼品を送付している	1,684団体(94.2%)	1,618団体
返礼品を送付していない	104団体(5.8%)	168団体

(単位:百万円)

区分	金額	金額 (昨年度結果)
返礼品の調達に係る費用	109,081	63,262
返礼品の送付に係る費用	15,021	4,262

寄附の4割は返礼品
の経費に消えている...



ふるさと納税の受入額に対する返礼品の調達に係る費用の比率
 $109,081 \text{ 百万円} / 284,409 \text{ 百万円} = 38.4\%$ (昨年度結果: 38.3%)

地方の基金

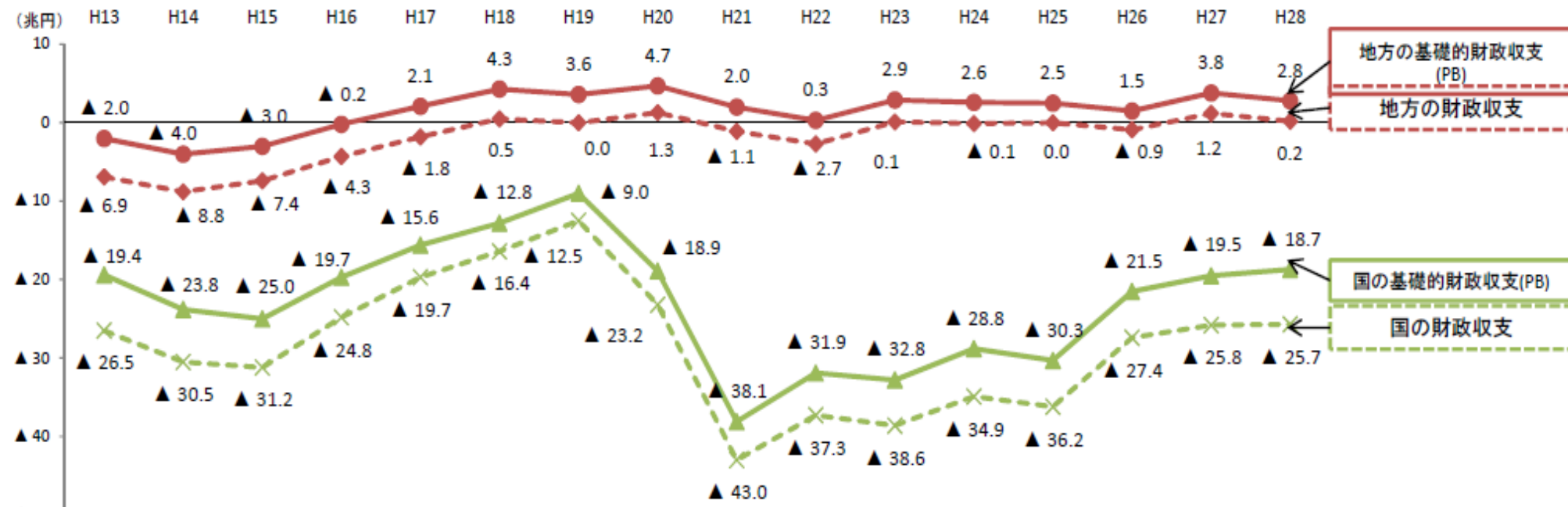
豊かな地方？

□ 地方全体でみれば「地方」は豊か

➤ 地方の基礎的財政収支は黒字化

➤ 積立金(財源の使い残し?)が増加⇒国の財政再建を優先して交付税等は抑制？

○ 基礎的財政収支(PB)・財政収支の推移(フロー)



(出典) 内閣府「国民経済計算確報」。平成26年度以降は「中長期の経済財政に関する試算」(平成28年7月26日 内閣府)。

(注) 国・地方とも、平成22年度以降については、復興・復興対策の経費及び財源の金額を除いたベース。

出所: 財政制度等審議会資料

地方の基金

- 特定目的基金＝大型公共施設の整備など、特定の目的を計画的に実施できるよう資金を積み上げたもの。自治体が条例で設置
- 財政調整基金＝自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を調整し、計画的な財政運営を行うための貯金
- 減債基金＝債券の償還にそなえて、債券を発行しているうちから一定の金額を積立てるもの

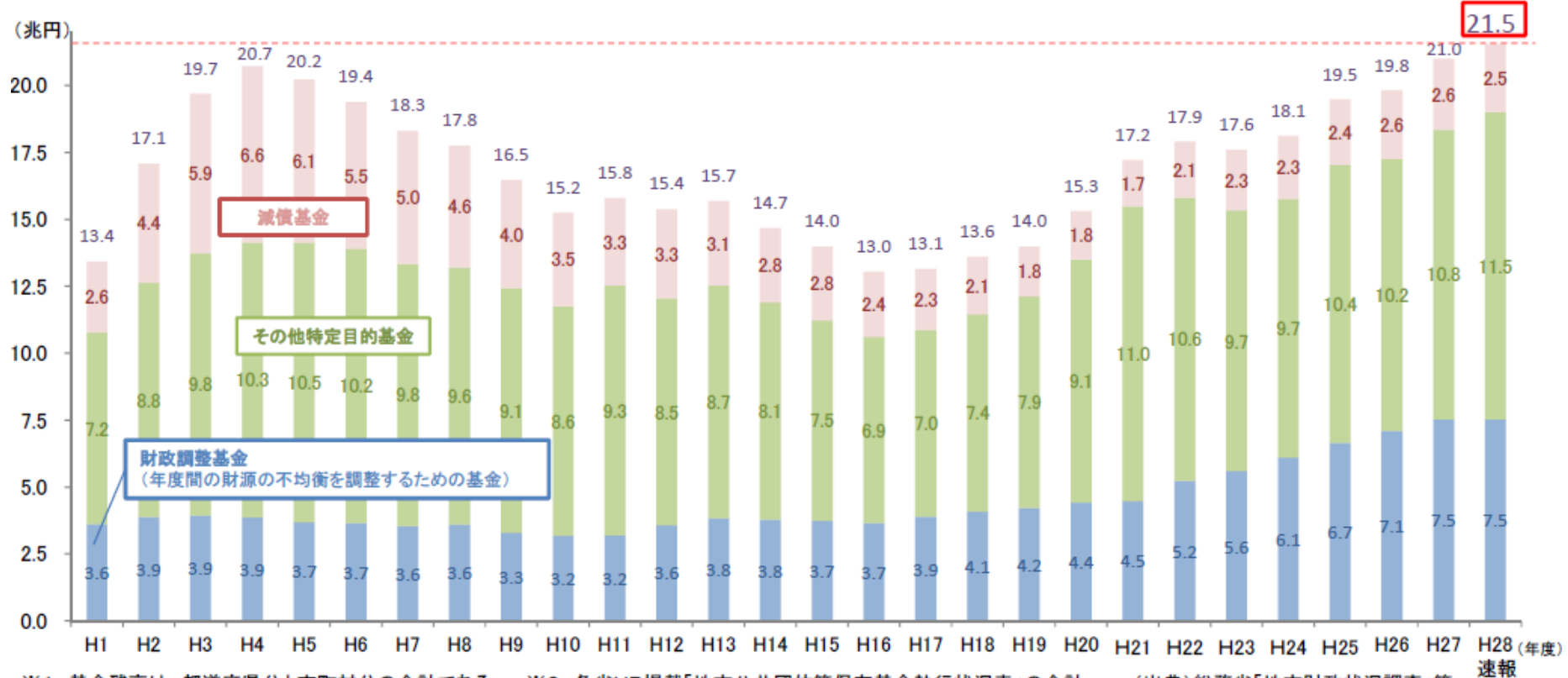
出所；「コトバンク」

地方財政計画と基金

- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高となっており、交付団体・不交付団体の別によらず、近年増加傾向にある。仮に基金への積立てを一切行わず、過去最高額での取崩しのみを続けた場合でも、現在の基金残高は約7年分に相当する。
- 毎年度、赤字国債を発行して地方交付税を措置している現状を踏まえれば、各団体の基金残高の増加要因等を分析・検証し、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向け、地方財政計画への反映等につなげていく必要。
- また、個々の団体ごとに見てみると、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合（基準財政需要額に対する基金残高の割合）が100%以上の団体については、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

地方の基金残高の推移(通常収支分)

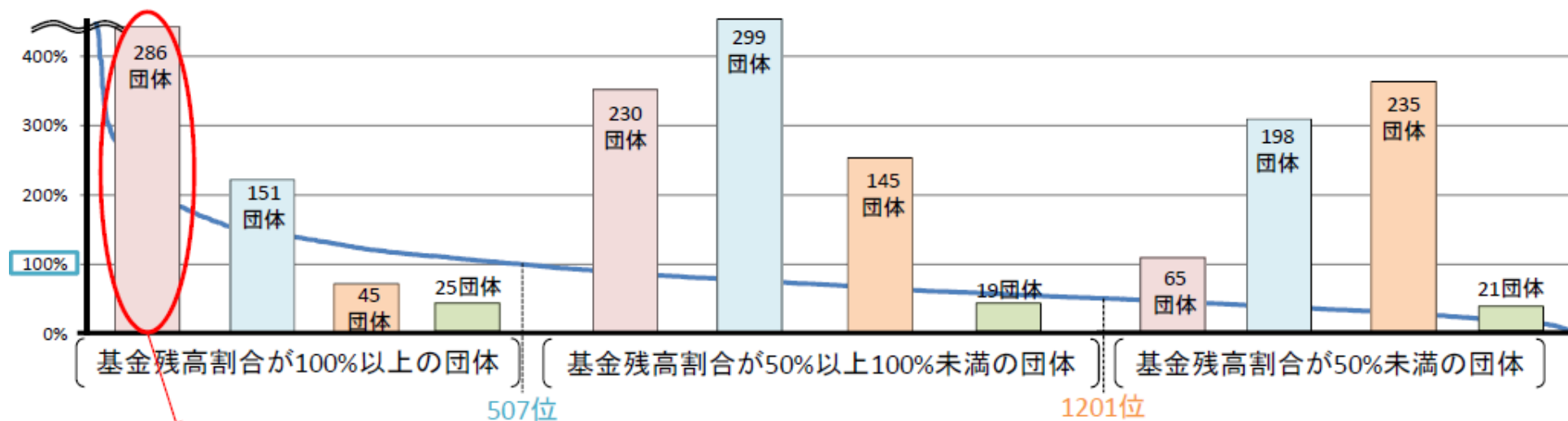
- 地方の基金残高は、21.5兆円と過去最高。
 - その内訳を見ると、年度間の財源の不均衡を調整するための「財政調整基金」は、リーマンショック後の地方税収が減少した時期を含め近年ほぼ一貫して増加し、現在、7.5兆円と過去最高水準。
 - 地方公共団体が特定の目的のために設置する「その他特定目的基金」も、近年大幅に増加し、現在、11.5兆円と過去最高。なお、同基金の中には、設置目的が「地域振興を図るため」、「産業振興を図るため」など、実質的に幅広い歳出に充てることが可能な基金があることに留意する必要。
- (参考1) 地方債の償還のための「減債基金」には、満期一括償還のために基金に積み立てられているものは含まれていない。
 (参考2) 国庫支出金に伴い設置される基金の残高は平成27年度において1.3兆円(国費相当額は0.8兆円)。(※2)



個々の市町村の「基金残高割合」と財政力指数との関係(平成27年度)

- 財政力指数の低い団体(交付税が主たる財源となる団体)は、基準財政需要額に対して高い割合で基金残高を保有。中でも、財政力指数0.33未満であって、基金残高割合(基準財政需要額に対する基金残高の割合)が100%以上の団体を見てみると、基準財政需要額に占める「まち・ひと・しごと創生事業費」等の割合が相対的に大きい傾向にある。
- 小規模な団体が「まち・ひと・しごと創生事業費」等として配分された財源を使いこなせておらず、結果として基準財政需要額が過大となっている可能性があり、詳細を分析する必要があるとともに、必要に応じ、地方公共団体の広域的な連携や合併等の更なる推進、「まち・ひと・しごと創生事業費」等の水準の妥当性等を検討・検証すべきではないか。

【凡例】 財政力指数0.33未満 財政力指数0.33以上0.66未満 財政力指数0.66以上1.0未満 財政力指数1.00以上



- ・基準財政需要額の平均額: 約30億円(全国平均: 約140億円)
- ・基金残高の平均額: 約50億円
- ・基準財政需要額に占めるまち・ひと・しごと創生事業費及び歳出特別枠の割合の平均: 11.4%(全国では3.3%)

平成29年度東京都税制調査会答申(基金に関する部分抜粋)

2 地方財政調整制度

(2) 地方税財政改革をめぐる論点

(長期的視野を持った財政運営の必要性)

- 近年、地方自治体において積み立てられた財政調整基金等の基金残高が増加していることから、その内容・残高の増加要因等を分析・検証し、決算状況を地方財政計画へ適切に反映させるべきとの議論がある。
- 地方における基金残高の増加は、災害や将来の税收変動、社会保障や公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加に備えた財政運営の年度間調整の取組みの現れである。地方全体として基金残高が増加しているとの表面的な事象を捉えて、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当ではない。
- また、地方自治体は、基金設置に係る条例の制定や毎年度の議会における予算・決算の審議を経ることにより、基金の積立て及び活用を図っている。基金残高の増減の状況は、各地方自治体の自主的な判断に基づく健全な財政運営の結果として尊重されるべきである。

地方公共団体の基金の積立状況等に関する 調査結果

1. 調査対象

(1) 団体

都道府県、市町村及び一部事務組合等（一部事務組合及び広域連合をいう。以下同じ。）

(2) 基金

財政調整基金、減債基金※¹及びその他特定目的基金※²（以下、特定目的基金という。）

<基金の種類>

- ①財政調整基金（年度間の財源調整のために設置される基金）
- ②減債基金（地方債の償還を計画的に行うために設置される基金）
- ③特定目的基金（①、②の目的以外の特定の目的のために設置される基金）

2. 調査内容

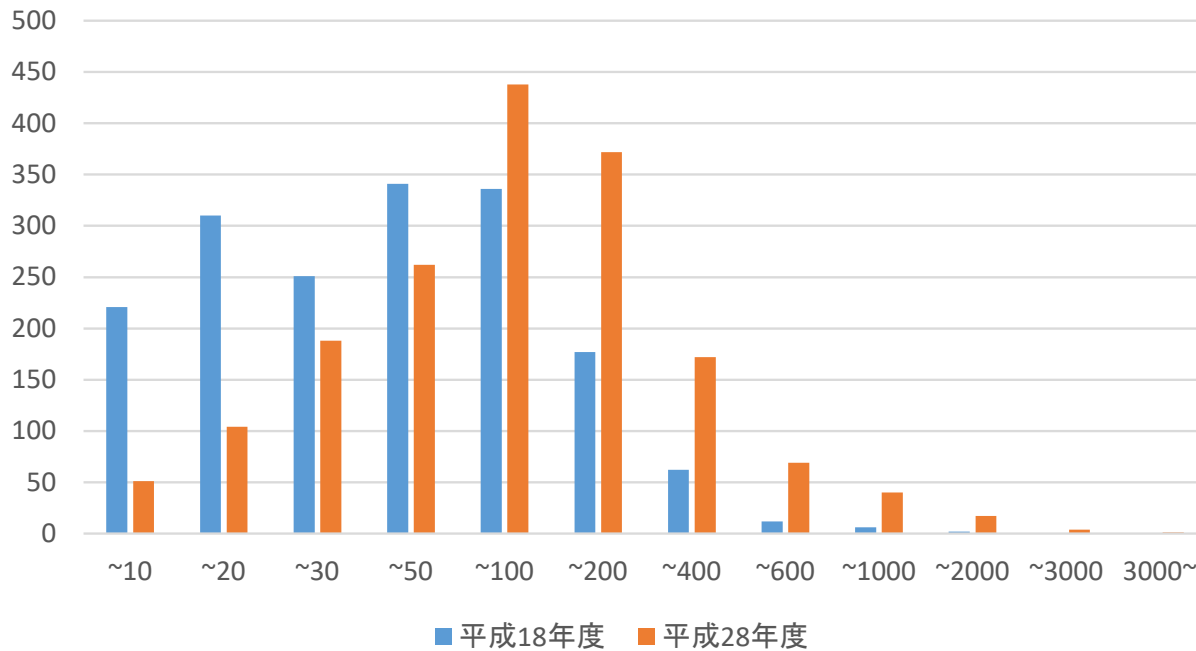
- ・全基金共通：平成18年度末と平成28年度末の残高の状況、今後の中期的（3～5年）な増減見込み、積立ての方策
- ・財政調整基金：積立ての理由、積立ての考え方
- ・特定目的基金：基金の使途、基金の財源（国費、合併特例債 等）

※1 満期一括償還地方債の償還財源に充てるために積み立てた額を除く。

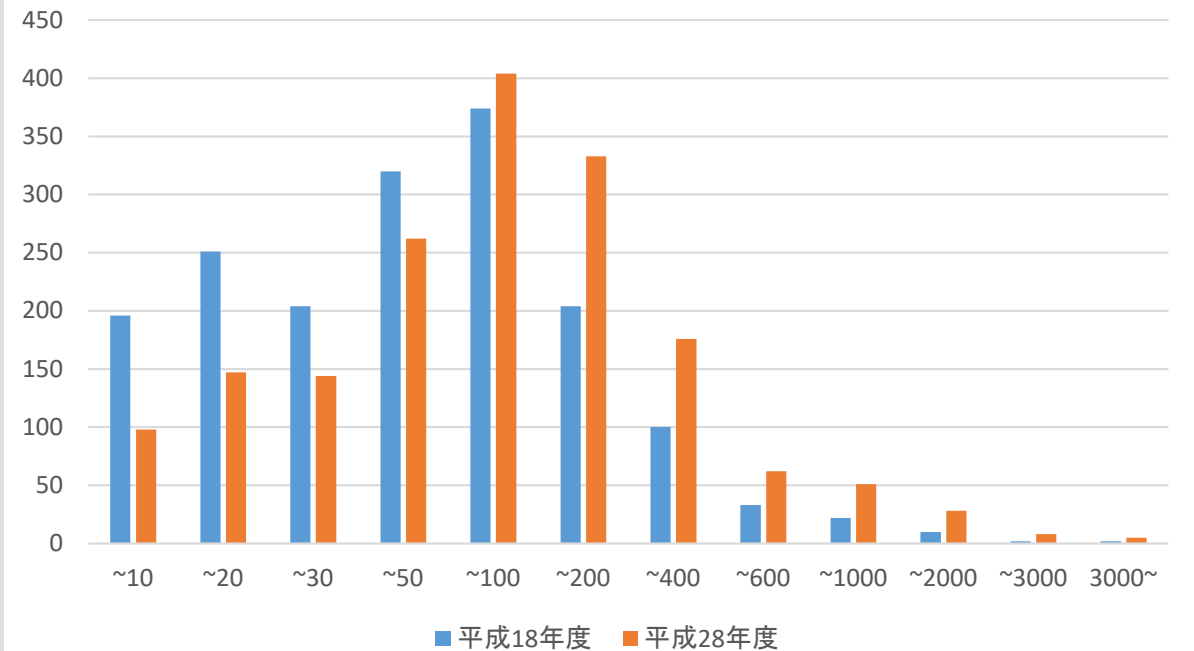
※2 定額運用基金を除く。

一人当たり基金残高は全体的に増えている
＝分布は右ヘシフト

財政調整基金(一人当たり)
千円



特定目的基金(一人当たり)
千円



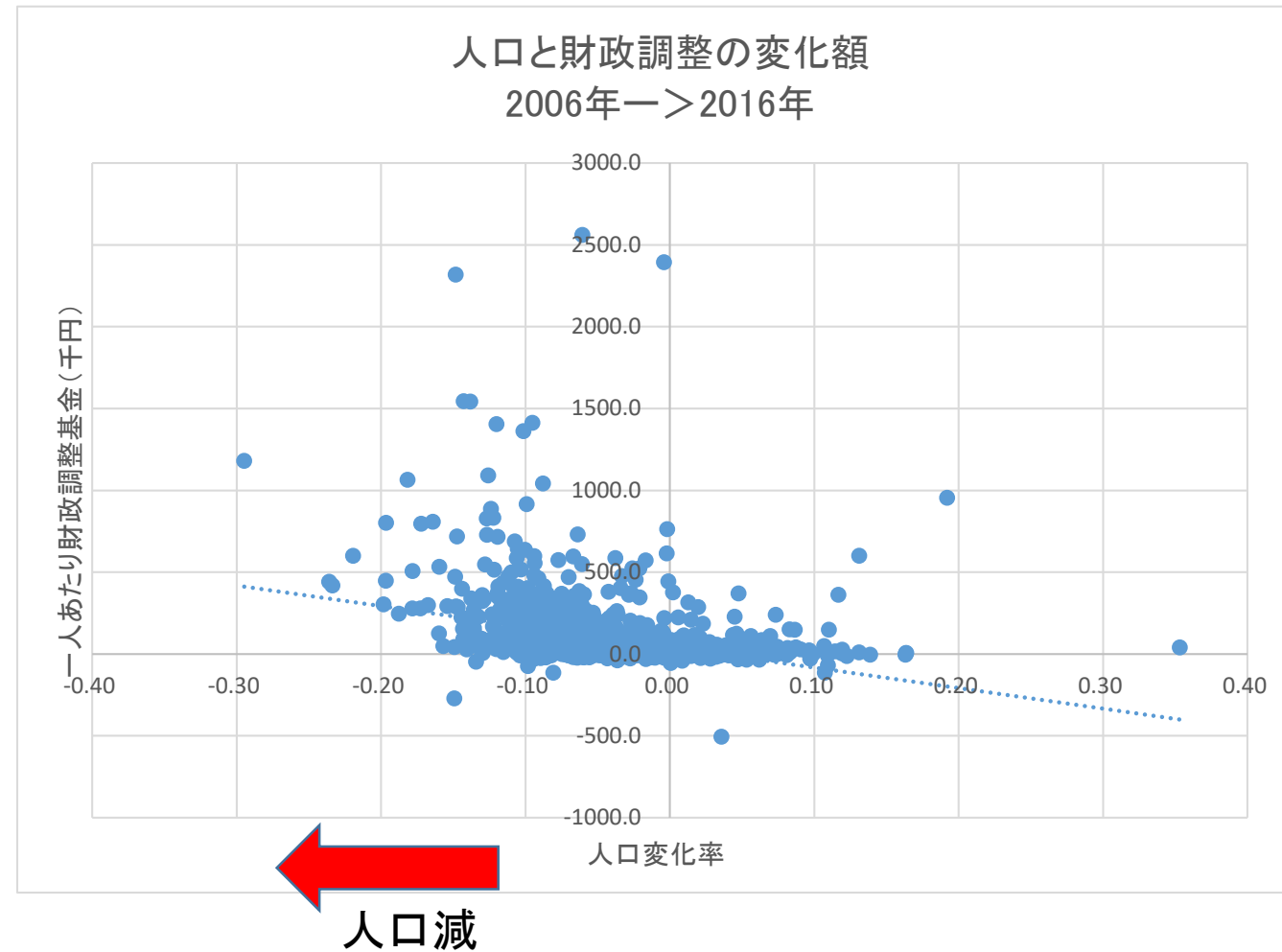
注:市町村レベル

注2:東京都23区は含まれない

注3:東日本大震災対策分は入らない

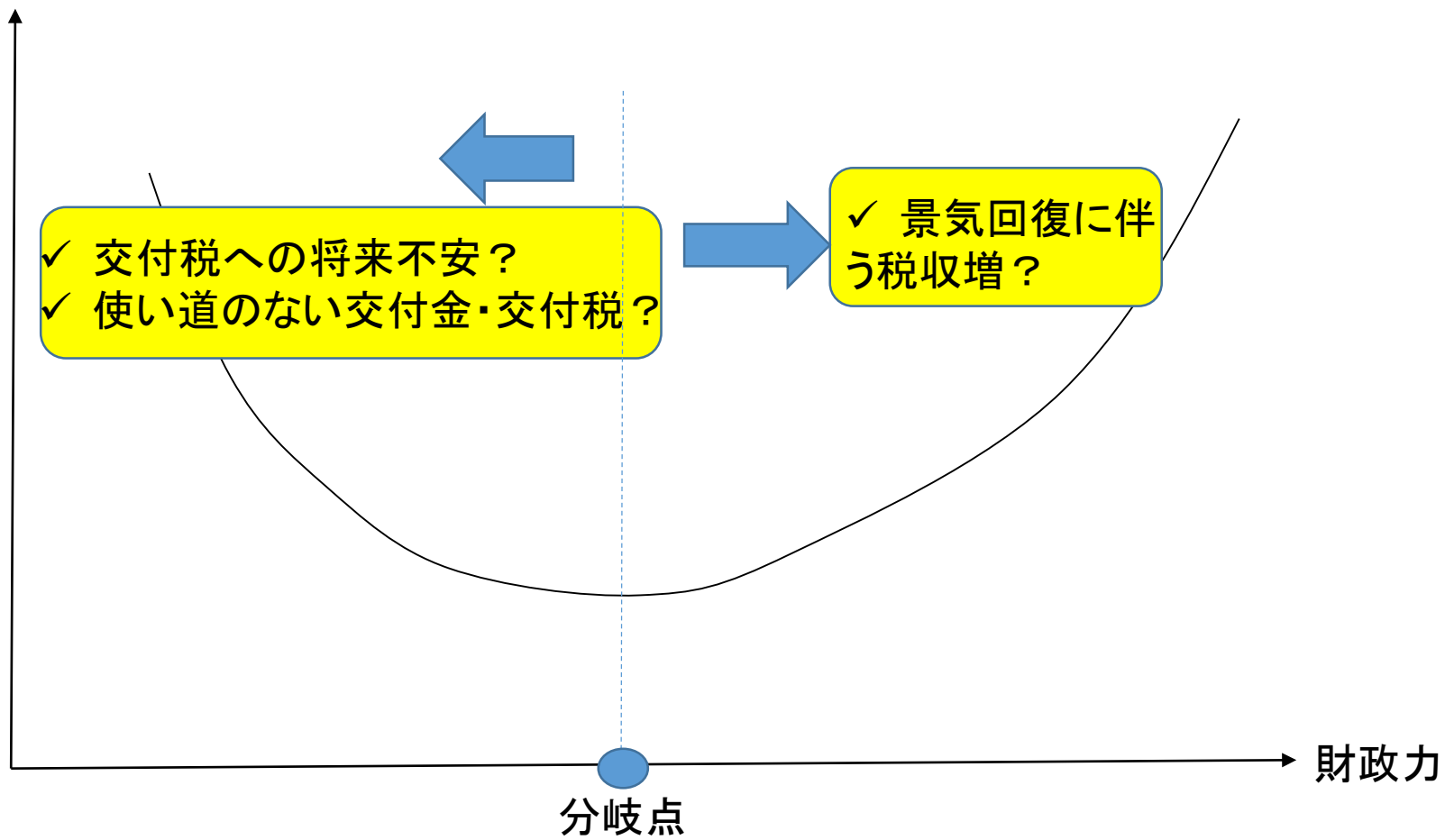
基金と人口変化

人口減少した
自治体で一人当たり基金
残高が増えている
⇒基金の積み残し？



注: 東日本大震災対策分は入らない
注2: 東京23区は含まない

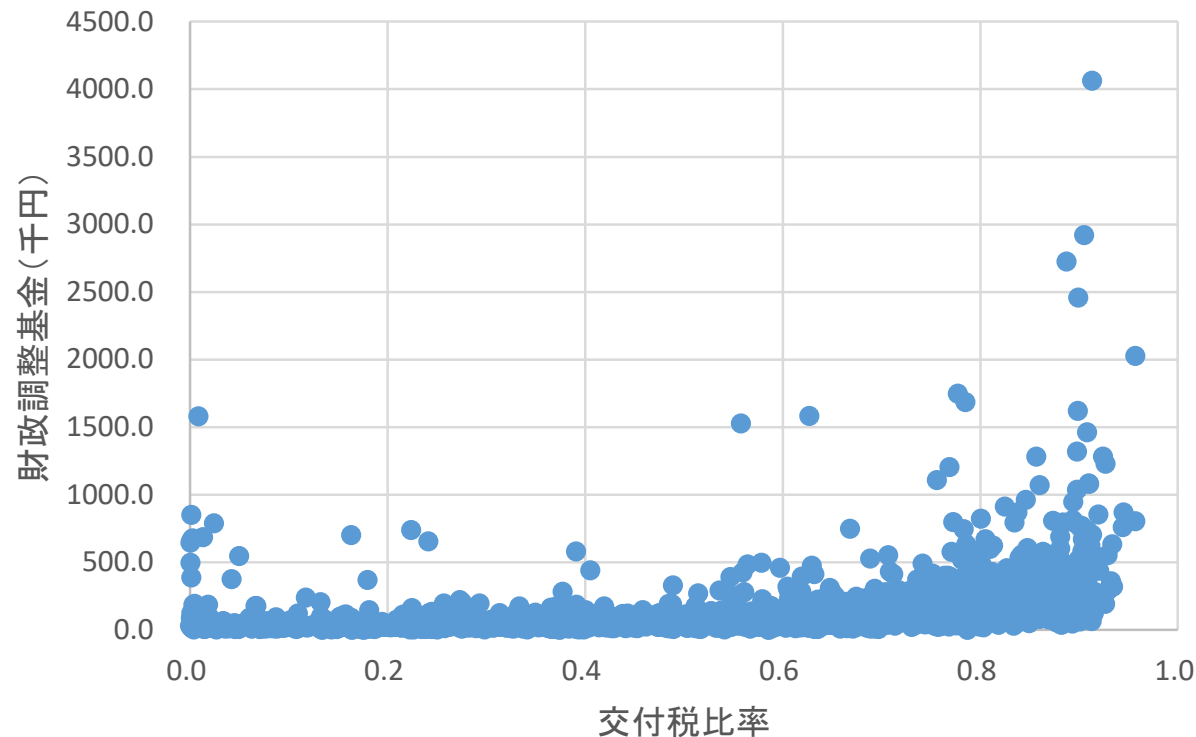
財政調整基金



一人あたり	0.69
対標準財政規模	0.66
対基準財政需要	0.51

基金と財政力指数：其の4（平成28年度）

交付税比率と財政調整基金（一人あたり）



	人口一人あたり		
財政調整基金	係数	標準誤差	P値
65歳以上人口比率	619.87	310.43	0.05
一人あたり課税所得	0.20	0.07	0.01
人口密度	-1.66	0.44	0.00
可住面積	0.00	0.00	0.00
第一次産業比率	0.35	1.20	0.77
第二次産業比率	-1.27	0.90	0.16
交付税シェア	274.37	141.73	0.05
公共施設ダミー	20.41	9.35	0.03
交付税ダミー	33.77	15.44	0.03
実質公債費比率	-3.63	2.97	0.22
将来負担比率	-0.82	0.16	0.00
定数	-262.87	95.08	0.01
決定係数	0.24		

注1：基金のデータは平成28年度

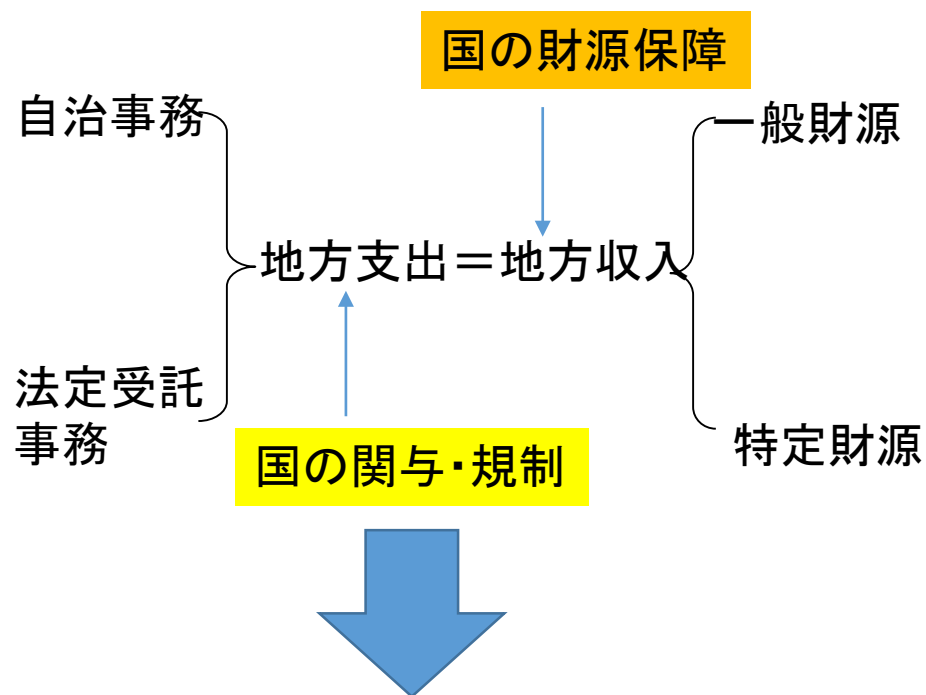
注2：東京都23区は含まれない

注3：東日本大震災対策分は入らない

注1：東京都23区は含まれない

注2：標準誤差や頑健（ロバスト）な標準誤差

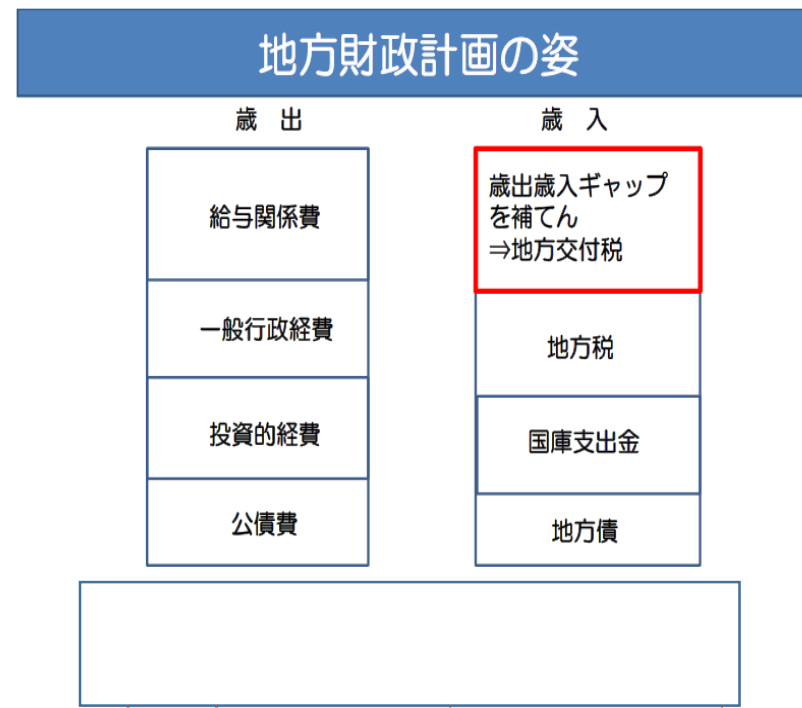
参考：国にとっての地方と財源保障



◆ 表裏一体の国の関与と地方の甘え

国の保護者責任？

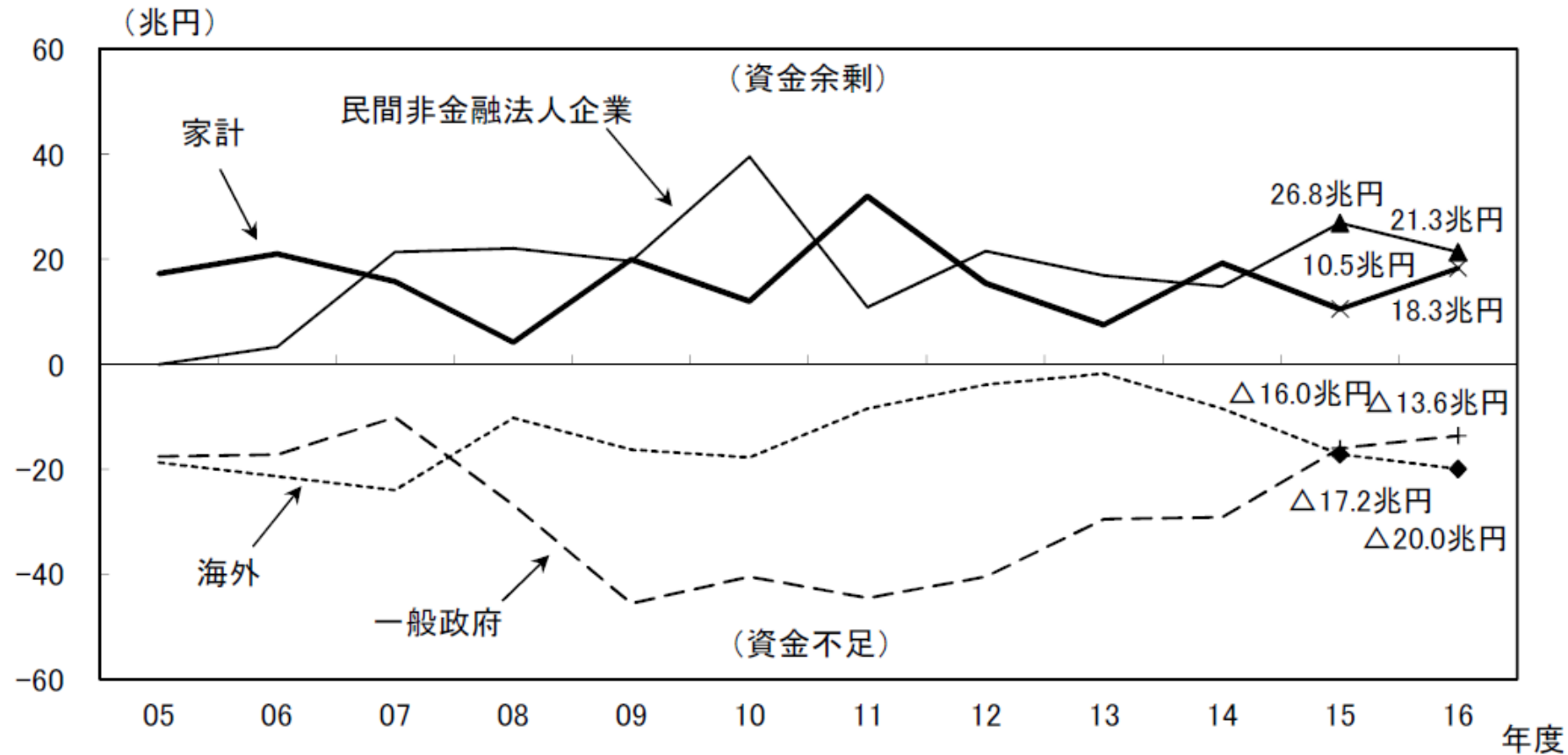
- 地方財政法第13条第1項「(地方が)新たな事務を行う義務が負う場合においては、国は、そのために要する財源について必要な措置を講じなければならない」



◆ 地方財政計画＝国(総務省)が見積もった地方全体の歳出の見通しと所要の財源措置

部門別の資金過不足

③年度



出所: 日本銀行「資金循環統計」(2017年6月27日)